

平成27年度 第1回 深川市総合教育会議

平成27年12月24日（木） 午後3時00分～
深川市役所 第1委員会室

1. 開 会

2. 市長挨拶

3. 議 題

（1）深川市総合教育会議運営要綱（案）について ··· 資料1

（2）深川市教育大綱（案）について

4. その他

深川市教育委員会傍聴人規則 《参考資料1》
新教育委員会制度と総合教育会議について 《参考資料2》

深川市総合教育会議 構成員名簿

役 職	氏 名
市 長	山 下 貴 史
教育長	平 山 泰 樹
教育長職務代理者	宮 田 嘉 明
教育委員	轡 田 光 章
教育委員	定 岡 雅 則
教育委員	倉 本 茂 子

深川市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項の規定に基づき、深川市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催）

第2条 会議は、市長並びに教育委員会の教育長及び委員が出席して開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が緊急に会議を開催する必要があると認める場合は、市長及び教育長の出席により会議を開催することができる。
- 3 前項に規定する場合において、市長が出席することができないときは副市長の代理による出席とし、教育長が出席することができないときは教育委員会の委員のうち少なくとも1名の出席により会議を開催することができる。

（会議の招集）

第3条 市長は、会議を招集するときは、あらかじめ日時、場所及び協議内容を教育委員会に通知するとともに、深川市ホームページに掲載し開催を周知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

- 2 市長は、法第1条の4第4項の規定による会議の招集の求めを受けたときは、会議を招集しなければならない。

（議長）

第4条 会議の議長は、市長とする。ただし、第2条第3項の規定により副市長が代理して出席した場合は、副市長が会議の議長を代理する。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開とするものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

（会議の傍聴）

第6条 会議の傍聴については、深川市教育委員会傍聴人規則（昭和38年教育委員会規則第3号）の規定を準用する。この場合において、本則中「深川市教育委員会」とあるのは、「深川市総合教育会議」と、「教育長」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（議事録）

第7条 会議は、会議の議事録を作成し、深川市ホームページに掲載し公表するものとする。ただし、第5条の規定により非公開とされた協議事項等については、この限りでない。

(事務局)

第8条 会議の庶務は企画総務部企画財政課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

○深川市教育委員会傍聴人規則

昭和38年8月28日

教育委員会規則第3号

改正 昭和49年9月10日教委規則第4号

昭和61年1月14日教委規則第2号

平成27年3月26日教委規則第4号

(この規則の目的)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条の規定にもとづき、深川市教育委員会(以下「委員会」という。)の会議傍聴の取締りについて必要な事項を定める。

(平27教委規則4・一部改正)

(傍聴の許可)

第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所及び職業を受付簿に記入し、教育長の許可を得なければならない。

(昭61教委規則2・全改、平27教委規則4・一部改正)

(傍聴人の制限)

第3条 教育長は特に、必要がある場合は、傍聴の人員を制限することができる。

2 前項の規定により、傍聴人の数を制限する場合は、教育長は、傍聴券を発行することができる。

(平27教委規則4・一部改正)

(傍聴の禁止)

第4条 次の各号の一に該当する者は、傍聴することはできない。

- (1) 精神に異状があると認められる者
- (2) めいていしていると認められる者
- (3) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (4) その他教育長において、傍聴を不適当と認める者

(平27教委規則4・一部改正)

(傍聴人の守る事項)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談語または拍手等をすること。

- (3) 議事運営及び委員の発言に批判を加え、または賛否を表明すること。
 - (4) 飲食または無断で喫煙すること。
 - (5) 外套を着け、帽子を冠すること。
 - (6) その他、会議の妨害になるような挙動をすること。
- (退場命令)

第6条 教育長はこの規則に違反する傍聴人があるときは、これに注意を与え、なお改めないときは退場を命ずることができる。

(平27教委規則4・一部改正)

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の公布に伴つて深川市教育委員会傍聴人規則(昭和38年深川市教育委員会規則第2号)はこれを廃止する。

附 則(昭和49年9月10日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年1月14日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日教委規則第4号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

新教育委員会制度と総合教育会議について

I 新教育委員会制度について

1 趣旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る。

※政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

2 概要

①教育行政における責任体制の明確化

- ・教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。
- ・教育長は、首長が議会の同意を得て、直接命令・罷免を行い、任期は3年とする。
- ・教育長は、教育委員会の会務を總理し、教育委員会を代表する。

②総合教育会議の設置・大綱の策定

- ・首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が召集し、首長、教育委員会により構成される。
- ・首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、政府が定める教育振興基本計画を参照して、教育の進行に関する施策の大綱を策定する。
- ・会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に構すべき施策や緊急の場合に構すべき措置について協議・調整を行う。

③国の地方公共団体への関与の見直し

いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命若しくは身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の場合がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示できることを明確化する。

II 総合教育会議について

1 位置付け

- ①地方教育行政の組織及び運営に関する法律(改正施行後)の規程により全ての地方公共団体において設置される。
※条例・規則において総合教育会議の設置について定める必要なし。
- ②首長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である(地方自治法に基づく附属機関には当たらない)。
- ③教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している首長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

2 会議の運営等

①会議の招集

- ・原則として首長が招集する。
- ・必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることが可能

②会議の公開

住民へ説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則公開することとされている。

③議事録

議事録の作成とその公表について、努力義務が課される。

④協議内容

教育の振興に関する施策の大綱の策定やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策の協議や、児童生徒の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議を行うこととされている。

⑤協議・調整の結果

首長と教育委員会は、共にその結果を尊重しなければならない。

⑥会議の庶務等

首長が総合教育会議を招集することに鑑み、首長部局で行うことが原則とされている。ただし、当該事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることが出来る。

⑦その他の事項

総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正施行後、自動的に設置されるものではない。また、会議運営等に監視必要な事項は、総合教育会議が定めることとされており、当事者間で合意したものが内規として位置づけられる。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)》

(大綱の策定等)

第一条の三地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参照し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第一条の四地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- (1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
- (2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - (1) 地方公共団体の長
 - (2) 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

深川市教育大綱（案）

基本理念

子どもたちの「生きる力」と「確かな学力」、「健やかな体」を涵養し、自らの力で未来を拓いていけるひとを育てる。

郷土ふかがわの歴史、文化に誇りと愛着をもち、互いに慈しみあう「豊かな心」を持つ子どもを育てる。

子どもから高齢者まで、市民誰もが生涯にわたり学ぶことができる学習環境の充実を図る。

スポーツや芸術・文化に親しむ機会を通じて、市民の健康づくりと感動する心を醸成する。

1. 大綱の位置づけ

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本理念となるもので、平成27年4月1日に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき策定するものです。

2. 大綱の期間

この大綱の対象期間は、平成27年度から平成30年度までとします。（4年間）
なお、大綱の見直しは、社会経済情勢の変化や「第五次深川市総合計画」のほか関連計画の改訂に合わせ、必要に応じて行います。

平成28年 月
深川市